人事院公示第3号

人事院は、人事院規則2-4 (人事院の職員に対する権限の委任)第2項の規 定に基づき、平成6年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定し た。

令和6年3月29日

人事院総裁 川 本 裕 子

次の表により、改正前欄に掲げる規定(前書きを含む。以下同じ。)の傍線 を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げ る規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄 に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分が ないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改

改 TF. 後 人事院は、人事院規則2-4(人) 規則1―82(一般職の職員の給与|規則15―14(職員の勤務時間、 則の整備等に関する人事院規則)、 時間、休日及び休暇)及び人事院規り決定した。

則15―15(非常勤職員の勤務時

人事院は、人事院規則2-4(人 事院の職員に対する権限の委任)第 事院の職員に対する権限の委任)第 2項の規定に基づき、一般職の職員 2項の規定に基づき、一般職の職員 の勤務時間、休暇等に関する法律の勤務時間、休暇等に関する法律 (平成6年法律第33号)、人事院|(平成6年法律第33号)、人事院 に関する法律等の一部を改正する法|休日及び休暇)及び人事院規則15 律の一部の施行に伴う関係人事院規|―15(非常勤職員の勤務時間及び |休暇) に定める人事院の権限及び所 人事院規則15―14(職員の勤務|掌事務の一部委任に関し、次のとお

TF.

前

間及び休暇) に定める人事院の権限 及び所掌事務の一部委任に関し、次 のとおり決定した。

- 1 (略)
- 2 委任する権限及び所掌事務
 - 一 (略)
 - <u>一の二</u> 人事院規則1-82(一) (新設) 般職の職員の給与に関する法律 等の一部を改正する法律の一部 の施行に伴う関係人事院規則の 整備等に関する人事院規則)附 則第4条の規定に基づき、人事 院が定めることとされている経 過措置について定めること。
 - の勤務時間、休日及び休暇)に 規定する次に掲げる事項
 - (1) 第3条第1項の規定に基づ き、人事院が定めることとさ れている事項について定める こと。
 - (2) 第3条第1項第3号の規定 に基づき、人事院が定めるこ ととされている日について定 めること。

(削る)

- 1 (略)
- 2 委任する権限及び所掌事務
 - 一 (略)

二 人事院規則15─14 (職員 二 人事院規則15─14 (職員 の勤務時間、休日及び休暇)に 規定する次に掲げる事項 (新設)

- (1) 第3条第1項第1号イの規 定に基づき、人事院が定める こととされている日について 定めること。
- (2) 第3条第2項の規定に基づ

- (2 の 2) <u>第3条第2項</u>の規定に 基づき、人事院が定めること とされている事項について定 めること。
- (2 の 3) <u>第3条第3項</u>の規定に 基づき、人事院が定めること とされている場合及び事項に ついて定めること。
- (2の4) <u>第3条第4項</u>の規定に 基づき、各省各庁の長が定め る別段の定めについて協議に 応ずること及び人事院が定め ることとされている基準につ いて定めること。
- (3) <u>第3条の2第2号</u>の規定に 基づき、人事院が定めること とされている事項について定

- き、各省各庁の長が定める職 員について協議に応ずるこ と。
- (2 の 2) <u>第3条第3項(第4条</u> <u>の3第2項において準用する</u> <u>場合を含む。)</u>の規定に基づ き、人事院が定めることとさ れている事項について定める こと。
- (2 の 3) <u>第3条第4項(第4条</u> <u>の3第2項において準用する</u> <u>場合を含む。)</u>の規定に基づ き、人事院が定めることとさ れている場合及び事項につい て定めること。
- (2の4) 第3条第5項(第4条 の3第2項において準用する 場合を含む。) の規定に基づ き、各省各庁の長が定める別 段の定めについて協議に応ず ること及び人事院が定めるこ ととされている基準について 定めること。
- (3) 第4条第2項第1号若しくは第2号又は第3項第3号の規定に基づき、人事院が定め

めること。

- (3 の 2) <u>第4条の3第1項第1</u> <u>号</u>の規定に基づき、人事院が 定めることとされている場合 及び事項について定めるこ と。
- (3 の 3) 第4条の3第1項第2 号ハの規定に基づき、人事院 が定めることとされている<u>職</u> 員について定めること。

(削る)

 $(4) \sim (16)$ (略)

(16 の 2) 第23条第1項第2号の規定に基づき、人事院が 定めることとされている者に ついて定めること。

(16 O 3) • (17) (略)

(18) 第32条の規定に基づき、 週休日、勤務時間を割り振ら ない日、勤務時間の割振り、 週休日の振替等、休憩時間、 ることとされている事項について定めること。

- (3 の 2) 第4条の2の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。
- (3 の 3) 第4条の4第3項又は 第4項第3号の規定に基づ き、人事院が定めることとさ れている<u>事項</u>について定める こと。
 - (3 の 4) 第4条の5第2項第2 号の規定に基づき、人事院が 定めることとされている者に ついて定めること。

(4)~(16) (略) (新設)

(16 の 2) · (17) (略)

(18) 第32条の規定に基づき、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤

休息時間、宿日直勤務、超勤 代休時間の指定又は代休日の 指定について各省各庁の長が 別段の定めをすることを承認 すること。

(19) · (20) (略)

(削る)

- 三 人事院規則15-15(非常 勤職員の勤務時間及び休暇)に 規定する次に掲げる事項
 - (1) 第2条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間業務職員、事項及び期間について定めること。

 $(2) \sim (15)$ (略)

3 • 4 (略)

代休時間の指定又は代休日の 指定について各省各庁の長が 別段の定めをすることを承認 すること。

(19) • (20) (略)

- 二の二 人事院規則15-14 40(人事院規則15-14
 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則)附則第2条の規定に基づき、各省各庁の長がなお従前の例によることについて協議に応ずること。
- 三 人事院規則15-15(非常 勤職員の勤務時間及び休暇)に 規定する次に掲げる事項 (新設)

 $(1) \sim (14)$ (略) 3 · 4 (略)

2 この決定による改正は、令和7年4月1日(前書きに係る部分及び第2項第 1号の次に1号を加える部分については、令和6年3月29日)から効力を発